

四日市港管理組合公報

第1054号

令和2年9月9日

水曜日

目次

告 示

○選考職種の指定及び採用資格要件の一部を改正する告示

(総務課) 2

告 示

四日市港管理組合告示第 13 号

選考職種の指定及び採用資格要件（平成 6 年四日市港管理組合告示第 2 号）の一部を次のとおり改正し、公表の日から適用します。

令和 2 年 9 月 9 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

選考職種の指定及び採用資格要件の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
1 選考により採用することができる職及び採用資格要件			1 選考により採用することができる職及び採用資格要件		
職	採用資格要件	摘要	職	採用資格要件	摘要
(略)	(略)		(略)	(略)	
(略)	(略)		(略)	(略)	
機 械 技 師 電 気 技 師	学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく高等学校、短期大学若しくは高等専門学校又は大学において機械科、電気科又はこれらに相当する学科若しくは課程を修めて卒業した者であること。		機 械 技 師	学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく高等学校、短期大学若しくは高等専門学校又は大学において機械科、電気科又はこれらに相当する学科若しくは課程を修めて卒業した者であること。	
土 木 技 師	<u>学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく高等学校、短期大学若しくは高等専門学校又は大学において土木科又はこれに相当する学科若しくは課程を修めて卒業した者であること。</u>				
2 選考により採用することができる職			2 選考により採用することができる職		
(1)・(2) (略)			(1)・(2) (略)		
(3) <u>障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）による法定雇用率を達成し、維持していくため管理者が必要とする職</u>			(3) (略)		
(4) (略)					

発行 四日市港管理組合

三重県四日市市霞二丁目1-1
四日市港管理組合経営企画部総務課
電話 059-366-7006

四日市港管理組合公報は、四日市港管理組合ホームページにも掲載しています。

<http://www.yokkaichi-port.or.jp/>
